

設置基準は安達地方広域行政組合火災予防条例によって定められていますので、詳細については所轄の消防署（安達地方広域行政組合南消防署）電話0243-33-2875に確認下さい。

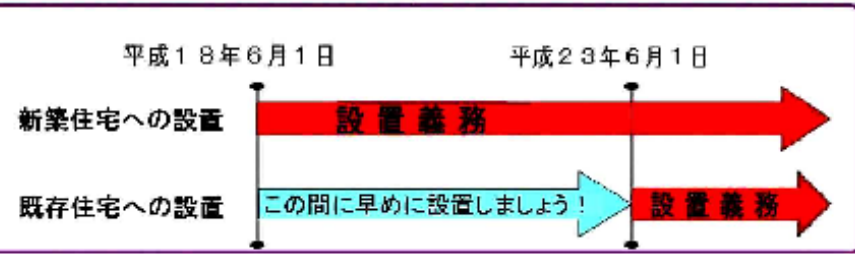
住宅用火災警報器設置基準



住宅用火災警報器の設置が義務化

新築住宅 平成18年6月1日

既存住宅 安達地方広域行政組合火災予防条例により、平成23年5月31日が設置義務化の完了期日



煙式住宅用火災警報器を設置する部屋



必ず設置

- 1 寝室**
普通の就寝に使われる部屋に設置します。
子供部屋や高齢者の居室なども、就寝に使われている場合は対象となります。
- 2 階段**
寝室がある全ての階段※1 ※2に設置します。
※1 1Fの階段は設置不要。
※2 屋外に設置された階段を除く。

- 3 階段** 3階建て以上の場合
寝室がある階から、2つ下の階の階段※2に設置します。
（2つの階の上階に警報器が設置されている場合は設置不要、※2）

条例により設置

- 4 階段** 3階建て以上の場合
寝室が1Fのみにある場合は、居室のある最上階の階段に設置します。
- 5 廊下**
寝室を除く居室（床面積7㎡以上）が5室以上ある階の廊下に設置します。

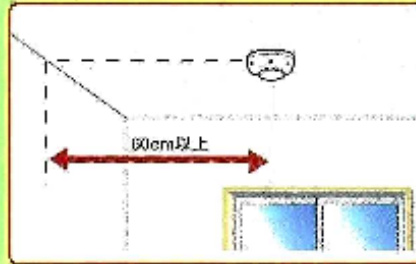
条例により推奨

- 6 台所・その他居室**
安達地方広域行政組合火災予防条例により設置が推奨されています。



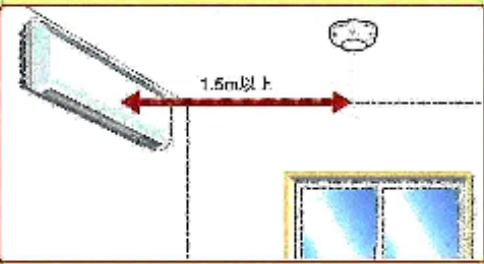
天井に取付けの場合

火災警報器の中心を壁や梁から60cm以上離します。



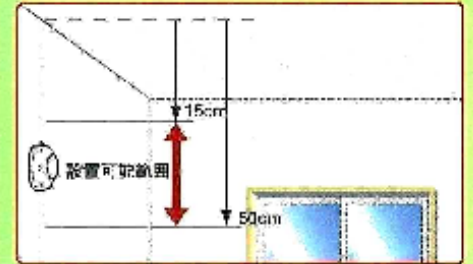
壁に取付けの場合

換気扇やエアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離します。



壁に取付けの場合

天井から1.5～5.0cm以内で火災警報器の中心がくるようにします。



消火器の使い方



住宅防火110を守る7つのポイント

- 3つの習慣**
 - 煙タバコは絶対やめる。
 - ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ガスコンロなどの芯を燃れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策**
 - 出火源を断ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - 寝具、衣類及びカーテンからの火災を断ぐために、防炎品を使用する。
 - 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。
 - 高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。